虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

できたいぼうし たいさく たい じょうそうたんじょ たいせいぎょうか ぎゃくたい う にんてく てきせっ 虐待防止の対策をすすめていくため、児童相談所の体制強化や、虐待を受けた子どもに対し、迅速・適切 な救済などを行います。また、支援ニーズの早期把握や予防に向けた取組を行います。

いじめ防止を図るため、子どもに関わる指導体制をより充実させ、育ち・学ぶ施設などの職員に対するい じめ防止に関する研修の実施など、予どもを手助けする力を向上させます。

いじめについて相談できる場を広く知らせ、関係機関と連携して解決に向けた手助けに努めるとともに、 子どもの相談する力を育む取組を行います。

こともの意見表明・参加を支援する取組

子どもの意見を求めるための「川崎市子ども会議」では、これまでの取組を活かしながら、子どもたちが 安心して自分の意見を言えたり、年齢や関心の度合いに応じて参加できるような場を設定したりしながら、 より多くの子どもが意見を言えるように環境を整えます。

市のホームページやGIGA端末などインターネットを活用し、子どもたちが普段から市に対し想っているこ と感じていること、川崎のまちを良くするためのアイデアなどの意見聴取に取り組みます。また、地域にお いて子どもが主体的に関わる事業の実施や居場所の充実など、子どもの社会参加を支援します。

子どもの権利条例で大切にしている7つの権利

①安心して生きる権利

子どもは愛情と理解をもって養てられ、あらゆる差別を受けず、姿姿・姿心に監話

②ありのままの首分で いる権利

、字どもは、 ~~人ひとりの違いが認められ、 秘密が いられ、 人として いじにされます。 また、ボッとできる場所で楽しく遊んだり、体を休ませたりできます。

④自分を豊かにし、 力づけられる権利 字どもは、躄んだり、学んだり、翠籠を聚めたりする中で、豊かな散養や首信に つながるように励まされ、力づけられます。

⑤自分で決める権利

字どもは、成長にあわせて、おとなの字だがイズを受けながら、首分のことを 染めることができます。

6参加する権利

、子どもは、自分を表現したり、自分の意見や考えを表したり、社会活動に参加 したりすることができます。

⑦個別の必要に応じて 支援を受ける権利

うどもは、

置かれた。

「党」が違っても差別を

受けることはありません。



第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画(概要版)

令和5(2023)年3月

川崎市こども未来局青少年支援室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044 - 200 - 2344 FAX 044 - 200 - 3931

メールアドレス 45sien@city.kawasaki.jp







計画期間: 令和5(2023)年度~令和7(2025)年度

がわさきし 川崎市には、子どもを一人の人間として大切にし、子どもが自分らしく生きることを支えることを まくてき 目的とした「川崎市子どもの権利に関する条例」(条例=市と市民の約束)があります。

この条例では、市全体で計画的に子どもの権利を守るため、「子どもの権利に関する行動計画」をつ くることを決めています。

これまで取り組んできたこと

- 「子どもの権利」の広報
- ・子ども会議や子ども運営会議の開催(子どもの参加)
- こ ゆめば < せっち こ かつとうきょてん
 ・子ども夢パークの設置 (子どもの活動拠点づくり)
- ·子どもあんしんダイヤルの設置(子ども専用の救済窓口)

など

いろいろ取り組んではいますが・・・



子どもの

子どもの権利をめぐる状況 救済制度の利用

子どもの

居場所

いじめ

計画の考え方と全体像(体系)

この計画は、市が行っている取組(施策)の一つひ とつと、条例にある子どもの権利に関する考え方 (理念) がどのように関係しているかがわかるように つくりました。

きほんもくひょう 基本目標

(業物ので考えだ(理念)をもとに、子どもの権利 を守るために自指す3つの基本目標です。

(1)子どもの安心と自己肯定感 の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめなど から守られ、党心して生活し、自己肯定感を 持てることを削指します。

(2)子どもの意見表明・参加の 促進

子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆ る場面において子どもの意見が反映される ことを肖指します。

(3)子どもにやさしいまちづくり の実現

子どもの居場所があり、いつでもどこでも マララ症ク 相談でき、いきいきと育つことができる、「子 どもにやさしいまちづくり」を削指します。

計画の進め方とチェック(評価・検証)

- ●市役所や区役所が一体となって子どもの権利を守 ります。
- ●子どもに関わる職員が、子どもの権利についてよ く知ります。
- ●市民や市民グループなどと協力して子どもの 権利を広めます。
- ●取組を担当するところが進み具合を確認します。
- ●川崎市子どもの権利委員会が、市の子どもの権利 が守られているか、また、市の取組具合もチェック して意見を言います。

施策の方向

基本目標を踏まえて5つの施策の方向を位置づけ、それぞれに目標数値を 定めました (成果指標)。

しさく ほうこう こうほう けいはつ がくしゅう しえんおよ しみんかつどう しえん じょうれいだい しょう 施策の方向 | 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援 (条例第1章)

子どもの権利について、多くの人に知ってもらったり、子どもの権利について学習できるよ うにします。

成果

条例を「知っている」、「 $^{\epsilon}$ いたことがある」と **R7 まで** 子ども 59.7 $^{\epsilon}$ $^$ 同答する市民の割合

の目標 おとな 42.3 % ⇒ 46.0 % 以上

施策の方向 | 個別の支援 (条例第2章)

子どもが生まれた国や家庭のちがい、障害があるなどで差別を受けることなく、必要な手助 けが受けられ、お互いの違いを認め合って誰もが暮らしやすいようにします。

成果 指標 文化・国籍などの違い、障害の有無にかかわらず 「大切にされていると思う」と回答する市民の割合

R7 まで 子ども89.7 % ⇒ 94.0 % 以上 **の目標** おとな 79.9 ^{ぱーせんと} 85.0 % 以上

施策の方向 || 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

ってい ほいくえん ようちえん がっこう ちいま c マステン 保育園・幼稚園、学校や、地域など、子どもが過ごすところで子どもの権利が守られる ようにします。

せいか 成果 いなよう 指標1	条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する 育ち・ 学ぶ施設の 職員の割合	R7 まで もくひょう の目標	17.5 ^{ぱーせんと} ⇒ 12.0 % 以下
せいか 成果 いひょう 指標2	字どもとの関わりの中で、字どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」 を「あまり意識していない」「意識していない」	R7 まで もくひょう の目標	15.0 ^{ぱーせんと} ⇒ 10.0 ^{ぱーせんと} 以下

施策の方向い 子どもの参加(条例第4章)

いろいろなところに子どもが参加して、意見を出し、その意見ができるだけ取り入れられるよ うにします。

	以果 ひょう 指標	地域の活動やイベントなどに参加したことが 「ない」と問答する予どもの割骨	R7 まで もくひょう の目標	44.6 % ⇒ 39.0 % 以下
月	たか 大果 ひょう 旨標2	地域の語合いに参加したことが「ない」と回答 する字どもの割合	R7 まで もくひょう の目標	78.9 ^{ぱーせんと} ⇒ 60.0 ^{ぱーせんと} 以下

施策の方向 V相談及び救済(条例第5章)

子どもが相談しやすい雰囲気をつくり、困りごと(課題)や悩みの内容にそって話を聴き、 解決を目指します。

お標

まったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関 にも相談「できない」「したいとおもわない」と

63.3 % ⇒ 47.0 % 以下

ずいしんしきくとりくみ推進施策と取組

施策の方向の下に、条例の条文に基 づく 24 の推進施策と 46 の取組を 位置づけました。

#進施策(1)~(3)

子どもの権利に関する広報、子どもの権利学習ほか

- 市民参加による子どもの権利の日事業や学校などでの子どもの 権利学習の実施
- パンフレットや 動画などを使った広報
- くゃくしょ こそだ かんれん い へ ん と こうほう **ア役所などの子育て関連イベントでの広報** など

推進施策(4)~(5)

- ・ふりがなを付けたり、やさしい日本語による情報発信
- 障害のある子どもなどへの一人ひとりに合った支援
- さまざまな 状 況 にある子どもへの理解の促進 など

推進施策(6)~(16)

子どもの養育の支援、親等による虐待・体罰の防止及び 救済等、子どもの居場所の確保 ほか

- ・親などへの子そだて情報の提供、子どもの養育が困難な親などの支援
- * 育ち・学ぶ施設の職員研修
- こども文化センターや子ども夢パークなどの居場所づくり
- * 地域の団体などと連携又は支援を行うことで居場所づくりなど

推進施策(17)~(22)

子どもの参加の促進、子ども会議の開催と支援、地域にお ける子どもの参加活動の拠点づくり、子どもの意見の尊重

- ・子ども会議や学校の生徒会活動、こども文化センターなどの子ど も運営会議など子どもが意見を言える場を設置・開催
- ・インターネットを活用して子どもからの意見を聴く
- ・子どもが中心に企画・運営する活動などへの支援 など

推進施策(23)~(24)

人権オンフスパーソンによる相談・救済 ほか

- ・子どもあんしんダイヤル (人権オンブズパーソン) などによる そうだんがいけつできてだす相談と解決に向けた手助け
- 相談しやすい環境づくり
- * 相談カードやホームページなどで相談窓口を広く知らせる など